

○南アルプス市議会基本条例（案）

令和○年○月○日

条例第○号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 市民に見える議会（第6条—第9条）

第3章 市民目線での行政監視及び評価（第10条—第13条）

第4章 市民のための政策提言及び政策立案（第14条—第16条）

第5章 議会力及び議員力の強化（第17条—第21条）

第6章 議員の政治倫理、身分及び待遇（第22条—第24条）

第7章 継続的な議会改革の推進（第25条、第26条）

第8章 補則（第27条）

附則

南アルプス議会（以下「議会」という。）は、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）に対する議事機関として、市民の多様な声を的確に市政へ反映する責務がある。そのためには議員同士の自由闊達な議論を通じて情報公開及び市民参加を積極的に進め、議会の見える化を実現し、更に行政の監視機能、政策提言機能等を十分に発揮しなければならない。

本条例は、市長と同じく市民の代表である議会が、南アルプス市民憲章に掲げられている市の発展と市民一人ひとりの幸せな暮らしの実現を目指して、どのように活動していくのか等を明確に示すとともに、市民の期待と信頼に応えていく議会の最高規範として制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、合議制の機関である議会の役割を明らかにし、議会及び南アルプス市議会議員（以下「議員」という。）の活動原則その他議会の運営に関する基本的事項等を定めることにより、市民福祉の向上と公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

（議会の活動原則）

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動する。

- （1）公正性及び透明性を確保し、市民に見える分かりやすい議会運営に努める。
- （2）積極的に情報の公開を図り、市民に対する説明責任を果たす。
- （3）市長等に対し、適切な市政運営が行われているか監視し、及び評価する。
- （4）市民の多様な意見等を把握し、市政に反映させるために市民参加を積極的に

推進し、市民本位の政策提言及び政策立案を図る。

- (5) 合議制の機関であることに鑑み、意思決定に当たっては、議員間の自由討議を積極的に行い、課題に対する論点又は争点を明らかにし合意形成に努める。
- (6) 議会の役割を追求し、絶えず議会改革に取り組むものとする。
- (7) 専門的な知見の活用、政策提言等に必要な研修又は視察を行うことにより、議会機能の強化に努める。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動する。

- (1) 議会は、言論の府であり、かつ、合議制の機関であることを十分に認識し、議員間の自由な議論を積極的に行う。
- (2) 市民の多様な意思及び意見の把握に努める。
- (3) 市政の課題及び政策に関する調査研究に積極的に取り組むものとする。
- (4) 議会の構成員として一部の団体又は地域の課題解決にとどまらず、市民全体の福祉の増進を目指して活動する。
- (5) 自己の資質を高めるため、不断の研鑽に努める。
- (6) 市民の負託を受けた代表者であることを常に自覚し、高い倫理観を持って誠実にその職務を遂行する。

(委員会の活動)

第4条 委員会（常任委員会、議会運営委員会、特別委員会及び広報広聴委員会をいう。以下同じ）は、委員相互間の自由討議を中心とした運営に努めるとともに、政策提言及び政策立案を積極的に行うよう努めるものとする。

- 2 委員会は、その所管事項の調査及び負託された議案等の審査を行った結果、必要があると認めるときは、委員会として所管事項の調査にあつては所見を、議案等の審査にあつては意見をそれぞれ付すものとする。
- 3 委員会は、必要に応じて参考人又は専門的知見を有するものを活用し、政策提言等の質を高めるよう努めるものとする。

(会派)

第5条 議員は、会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策を共有する議員で構成し合意形成に努めるものとする。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、会派代表者会議を開催する。
- 4 会派及び会派代表者会議に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 市民に見える議会

(議会からの情報発信)

第6条 議会は、市民に見える議会として議会活動の取組及び成果を積極的に発信し、説明責任を十分に果たさなければならない。

- 2 議会は、全ての会議を原則公開とする。
- 3 議会は、議案に対する議決の結果及び各議員の表決を公表しなければならない。
(市民に見える議会の環境整備)

第7条 議会は、市民の多様性を尊重し、市民に見える議会への環境整備に努めなければならない。

(広報広聴の充実)

第8条 議会は、市民に見える議会と市民の声を市政に反映させるための組織として、議員で構成する広報広聴委員会を置く。

- 2 広報広聴委員会は、議会活動に関する情報を多様な媒体を用いて積極的に発信し、市政に対し、より多くの市民の関心が高まるよう広報広聴活動に努めるものとする。
- 3 議会は、市民に対し、定期的に議会活動等の報告を行う場を設けるものとし、市民の意見を市政に反映させるため、市民との意見交換の場を設けるものとする。
- 4 広報広聴委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(市民との連携)

第9条 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第115条の2第1項及び第2項（法第109条第5項において準用する場合を含む。）に規定する公聴会制度及び参考人制度を活用することにより、専門的又は政策的識見等を審議及び審査に反映させるよう努めなければならない。

- 2 議会は、請願及び陳情を市民からの政策提言として受け止め、審査に当たっては、請願者又は陳情者の説明機会の確保に努めなければならない。
- 3 議会は、前項の規定により請願者又は陳情者からの説明を受けた後、必要に応じて当該請願者又は陳情者の意見を聴くものとする。

第3章 市民目線での行政監視及び評価

(監視機能の充実及び強化)

第10条 議会は、市長等との健全な緊張関係を保持しながら、市民目線と多角的な視点で事務執行の監視及び評価を行い、議事機関としての責務を果たすものとする。

- 2 議会審議において、議員と市長等は、次の各号に掲げるところにより、健全な緊張関係の保持に努めなければならない。
 - (1) 議会での質問等は、論点及び争点を明確にするため一問一答の方式で行う。
 - (2) 市長等は、議員の質問等に対して、本会議又は委員会において反問することができる。

(市長等による政策等の形成過程の説明)

第11条 議会は、市長等が提案する政策、計画、事業等（以下「政策等」という。）

について、政策等の水準を高めるため、及び市民への公開のため、市長等に対して次の各号に掲げる事項の説明に努めるよう求めるものとする。

- (1) 政策等を必要とする理由と背景
- (2) 提案に至るまでの経緯と実施方法
- (3) 市民参加の実施の有無及びその内容
- (4) 南アルプス市総合計画との整合性
- (5) 財源措置
- (6) 将来にわたる効果及び費用

(予算及び決算に係る政策説明資料の提出)

第12条 議会は、市長等が予算案及び決算を議会に提出し、議会の審査に付すに当たっては、前条の規定に準じて、市長等に対し施策別又は事業別の分かりやすい政策説明資料の提出に努めるよう求めるものとする。

(議決事件の追加)

第13条 議会は、法第96条第2項の規定に基づき、必要と認められるものを議決事件として追加することができる。

2 前項の規定に基づく議会の議決すべき事件については、別に条例で定める。

第4章 市民のための政策提言及び政策立案

(政策提言及び政策立案)

第14条 議会は、市の政策水準の向上を図るため市長等に対して政策提言を行うとともに、市民の立場から政策立案機能の強化に努め条例等の提案を行うものとする。

(議員間討議による合意形成)

第15条 議会は、議会が言論の府であることを十分認識し、議員相互間の自由な討議を中心に運営しなければならない。

2 議員は、本会議及び委員会において議案の審議及び審査、また、政策提言等において結論を出す場合にあっては、合意形成に向けて議員相互間の議論を尽くすよう努めるものとする。

(政策部会)

第16条 議会は、政策提言及び施策立案を行う上で、合意形成に向けての議員間討議の場として政策部会を置く。

2 政策部会に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 議会力及び議員力の強化

(議会機能の強化)

第17条 議会は、議員の資質並びに政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実及び強化に努めなければならない。

- 2 議員は、審議、審査及び政策立案能力の向上のため、調査研究を行い積極的な議員間討議に努めなければならない。
- 3 議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するために必要な予算の確保に努めるものとする。
(専門的知見の活用)

第18条 議会は、議案の審査又は市の事務に関する調査のため、議決により法第100条の2に規定する専門的事項に係る調査を活用し、審査及び討議に反映させるよう努めなければならない。

- 2 議会は、必要があると認めるときは、議決により学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。
(政務活動費)

第19条 会派及び議員は、法第100条第14項に規定する政務活動費を政策立案、調査研究その他の活動に資するため厳正かつ適正に活用する。

- 2 会派及び議員は、公正性、透明性を確保し、政務活動費による活動状況を公開する。
(議会事務局の体制整備)

第20条 議会は、監視及び調査機能の強化並びに政策立案、政策提言等の能力向上のため、議会事務局機能の充実強化を図るよう努めるものとする。
(議会図書室)

第21条 議会は、議員の調査及び研究並びに政策形成及び立案能力の向上を図るため、議会図書室の充実に努めなければならない。

- 2 議員は積極的に議会図書室を利用するものとする。

第6章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(政治倫理)

第22条 議員は、市民の代表として高い倫理観を持ち、品位の保持に努めなければならない。

- 2 議員の政治倫理に関し必要な事項は、別に定める。

(議員定数)

第23条 議員定数は、別に条例で定める。

- 2 議員定数の改正に当たっては、市民の意向、市政の現状及び課題並びに将来の予測、展望等を十分勘案し総合的に検討するものとする。

(議員報酬等)

第24条 議員報酬等は、別に条例で定める。

第7章 継続的な議会改革の推進

(評価検証及び見直し)

第25条 議会は、この条例の施行後、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、常にこの条例の施行状況について評価検証し、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。

(議会の制度検討)

第26条 議会は、議会制度に係る法改正があったとき、又は議会改革の推進の観点から必要があると認めるときは、必要な組織を設置し、当該議会制度について速やかに調査又は検討を行わなければならない。

第8章 補則

(他の条例との関係)

第27条 この条例は、議会に関する基本事項を定めるものであり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合性を図らなければならない。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。